

贈与加算の改正

～精算課税編～

令和6年6月作成

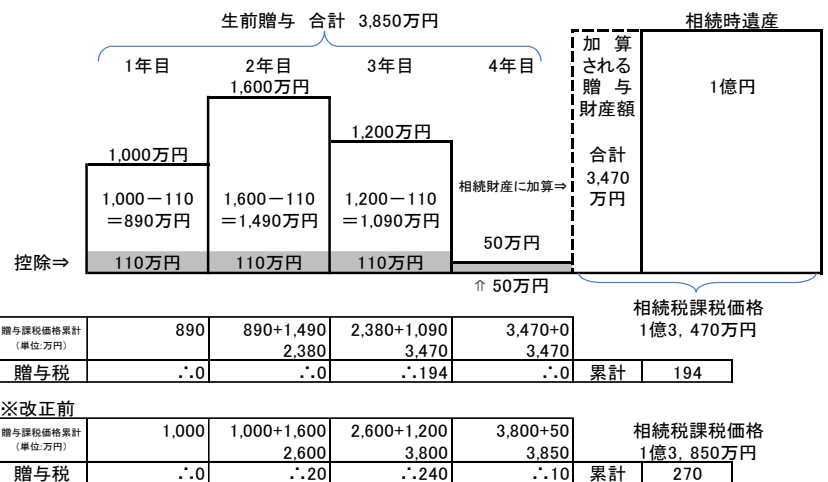


前は相続税の暦年贈与加算に関して、加算される期間が延長（実質増税）された話をしました。一方で同時に贈与税の相続時精算課税（以下「精算課税」という）についても改正がありました。今回は精算課税と相続税の関係についての改正についてお話しします。精算課税についてはコラム No. 043 をご覧ください。精算課税について簡単に説明すると、「贈与の累計額 2,500 万円までは贈与税を課税しません、2,500 万円を超えた場合は超えた額の 20% の贈与税を払えば済みます、但し相続が発生したときは精算課税選択後に贈与した財産の合計額を相続財産に加算して相続税を計算してください」と、言う制度です。

精算課税の一番の特徴は、生前に行われた贈与に関しての贈与税が多くの場合、通常の贈与税より安くなるのが挙げられます。生涯にわたって贈与税に関しては 2,500 万円の控除があるため、この範囲であれば贈与税がそもそも課税されません。将来相続税が課税される見込みがない場合には単に贈与税・相続税の負担なしに贈与を行うことが出来る場合もあります。

精算課税には贈与時点の贈与税の負担を大幅に軽減する代わりに色々な制約もあります。一番大きいのは一度選択すると取りやめができないことです。また、通常の贈与税（以下「暦年課税」という）には年間 110 万円の基礎控除がありましたが、精算課税にはありませんでした。今回の改正で大きく変わった点の一つは、精算課税に上記 2,500 万円の控除以外に、毎年 110 万円の控除が追加で先に控除できるようになった点です。少々解り難いので、右図を見てください。

1年目に1,000万円、2年目に1,600円、3年目に1,200万円、4年目に50万円の贈与があった後に相続が生じた場合です。改正前は下段のとおり、毎年の控除から110万円の控除がなく毎年の贈与税が計算され、贈与額の合計が相続税の課税価格に加算されていました。改正後は毎



年の贈与税の計算から 110 万円が控除されるとともに、相続税に加算される時も贈与時に控除された分は加算されません。わかりやすいのは 4 年目の 50 万円の贈与時、改正前は控除がなく全額相続税の計算に含まれましたが、改正後は 1 年の贈与合計が 110 万円以下なので、全額贈与税も相続税も課税されません。暦年課税の場合、相続開始前 7 年以内（改正前 3 年以内）の贈与分は基礎控除以下の額であっても相続税の計算対象とされますが、精算課税の場合、このような制限もありません。従前毎年贈与税の基礎控除の範囲内で贈与を行い相続税の節税を図っていた人にとって、今後は精算課税を選択することにより従前より大きな効果を得ることが出来ます。ただし、ある意味国税当局に「自分達は生前贈与を利用して節税対策をしています」と、届けているようなものでもあります。